

## 健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書

任意継続保険を希望される方は、ご記入ご捺印のうえ退職後20日以内に提出してください

麻生健康保険組合 御中

記入日	年 月 日	在職時の保険証	記号	番号
事業所（勤務先）	(資格取得日 年 月 日)	資格喪失の年月日 (退職日の翌日)	年 月 日	
フリガナ		生年月日	S・H	年 月 日
被保険者氏名				
フリガナ				
住所	〒 *健康保険証を簡易書留で郵送しますのでマンションアパート名、号室等も正確に記入してください			
電話（自宅）	- -	電話（携帯）	- -	
◇転居予定のある方 … 退職日前後に転居される場合は、転居先住所と転居予定日を記入してください (転居される際には早めに郵便局へ転居の届出をお願いします。保険料納付書や保険証をお受け取りになれないことがあります)				
転居先	〒	転居予定日	年 月 日	頃
電話（変更のある方のみ）： 自宅 - - 携帯 - -				
●保険料納付方法 … 以下希望する払込方法に必ず ○ をしてください。（納付方法の途中変更はできません） 1. 月払い 2. 半年前納払い（加入月～直近9月又は3月） 3. 年間一括払い（加入月～3月） <b>納付済の保険料をお返しできるのは次の場合のみです ① 被保険者死亡の場合 ② 就職して被保険者となる場合</b> ご家族の扶養に入る方、国民健康保険等に加入する方については保険料払込期間終了後の切替となります。				
●被扶養者申請の有無（いずれかに○をしてください） 有 ・ 無 引き続き扶養を希望される方は「健康保険被扶養者（異動）届」をご提出ください。 退職時の被扶養者以外は扶養できません。（配偶者が被扶養者である場合の出生を除く）				
備考				
★再就職による社会保険資格取得予定のある方 … 予定はあるが未定 ・ 年 月 日取得予定 ご家族の扶養に入る等で他の健康保険組合への切替予定がある方 … 予定はあるが未定 ・ 年 月頃				

… お手続きの流れ …

被保険者 : 資格取得申請書提出 納付書の受取り・保険料の納付 保険証の受取り  
①↓ ↑② ③↓ ↑④  
健保組合 : 納付書の発行送付 保険証の発行送付

\* 在職中の保険証は退職日以降ご使用になれません。資格喪失後5日以内にご返却願います。

\* 納付期限内に保険料のお支払いがない場合は、任意継続被保険者資格を取得できませんのでご注意ください。

\* 退職後間もなく、医療機関受診予定のある方は事前にお申し出ください。

（保険証は、保険料の納付確認後に発送するため、お手元に届くまで多少時間を要します）